「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	3321	家族介護者支援（レスパイトケア）推進事業	高齢者が在宅で生活する上で、高齢者を介護する介護者の役割は大きく、その負担も大きなものになっている。 介護サービス（ショートステイ）によって介護者の負担軽減が図られているが、ショートステイ等の宿泊サービスの場合、環境の変化に順応できず自宅からの移動が困難なケースなど、既存のサービスでは介護者の負担が軽減ができないケースが生じている。 介護者の休養やQOLの確保を目的とし、環境の変化に順応できず自宅から移動が困難であるためショートステイ等の入居型サービスを利用できない要介護者を介護している家族に対し、有償ボランティア等の見守り要員を派遣し、見守りサービスを行う。 具体的には介護保険制度の地域支援事業（任意事業：家族介護支援事業）として実施できるよう位置づけを求める。	＜地域包括ケアの未成熟＞ 岡山市の介護保険適用のベッド数は政令市の中で最も多いが、特別養護老人ホームの待機者数は平成23年時点で3,281人に上る。これは、市内において特別養護老人ホームをはじめとする介護保険適用のベッド数が足りないということではなく、医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアが構築できていないことによるものである。高齢者が必要な医療・介護サービスだけでなく、配食等の生活支援サービス、外出支援、家族介護者へのサポート等が受けられるようになって初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実に多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。	1回目	厚生労働省	老健局振興課	介護保険法第115条の45	E	－	－	－	ご提案の事業は、在宅の介護保険サービスと平行して実施することを想定されているが、これは、通常の介護保険サービスに対する給付の「上乗せ・横出し」となるため、地域支援事業で実施することは不適切である。 なお、緊急時にショートステイ等が使えない等の指摘については、基準該当短期入所生活介護や小規模多機能型居宅介護の積極的活用のほか、緊急短期入所体制確保加算といった介護報酬上の評価を活用されたい。	d	今回の実務者協議を踏まえて再度検討を行っているので、次回以降の「国と地方の協議」の場において、引き続き協議に応じてもらいたい。	厚生労働省から家族介護支援推進事業を地域支援事業で実施することは不適切であり、対応が困難であるとの見解が示されたことから、一旦協議を終了するが、自治体は提案内容について再検討を行った上で、次回以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。	V
					2回目												